

2020年11月20日

未来を考える脱原発四電株主会 御中

四国電力株式会社

貴 2020年10月25日付質問書に係るご回答

題記質問書においてご質問いただいております内容につきまして、下記のとおり、ご回答いたします。

記

1 ご質問1、ご質問2、ご質問3およびご質問4（三井住友信託銀行の議決権行使書の集計の「誤り」について（1）～（4））について

当社は、現在、株主総会における議決権行使書やインターネット等による議決権行使の集計業務を、当社の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社（以下、「三井住友信託」といいます。）に委託しております。

三井住友信託においては、6月等の議決権行使集計業務の繁忙期に、郵便局から郵送される議決権行使書について、本来の到着日より1日早く受領する取り扱いを行っていましたが、行使期限日に受領した議決権行使書について、本来であれば行使期限日の翌日に到着したはずのものとして、集計から除外していたことが判明しました。三井住友信託は、本年9月24日、こうした取り扱いを不適切なものとして、今後は取り止めるとともに、対象企業に対して、本年6月の株主総会において行使期限日に届いた議決権行使書を加えて再集計した結果を報告することを公表しました。

当社が本年6月25日に開催した第96回定時株主総会（以下、「本年総会」といいます。）の集計業務においても、こうした取り扱いがとられており、当社は、三井住友信託から、本年総会において、行使期限日（本年総会前日の6月24日）に受領していたものの未集計となっていた議決権行使書を加えた再集計結果の報告を受けました。また、三井住友信託では、繁忙期も通常期同様に、議決権行使書を郵便局から受領した当日中に集計する対応を行って、業務の適正化をはかるとともに、堅確な事務体制を構築することにより、今後、同種の事案は発生しないとしております。

当社は、三井住友信託からの報告を精査し、6月30日に金融庁に提出・公表した本年総会における議決権行使結果に係る臨時報告書についての訂正報告書を、9月30日に金融庁に提出・公表するなどの対応を講じました。当該訂正報告書は、金融庁のEDINETにおいて公表されております。

議決権行使書の集計につきましては、株主の皆さまの意思を株主総会の議決に反映するための重要な業務であり、当社としましては、あらためて、三井住友信託に対して、集計業務の適正な取り扱いを行うよう強く求めたところであります。

本年総会につきまして、上記のとおり未集計となっていた議決権行使書の議決権数は、939個（69名分）であります。なお、当該議決権数は、本年総会において行使された議決権数の0.06%であり、本年総会における各議案の可決、否決の結果に影響はございません。

また、当社は、三井住友信託が公表しておりますとおり、同社から、行使期限後に到着した議決権行使書とその電子媒体データの保存期間を、株主総会終了後3か月間としているため、昨年以前の株主総会に関しては検証困難である旨の報告を受けております。なお、近年において株主提案議案が提出されました第88回定時株主総会（2012年6月開催）以降の当社株主総会における議決権行使率は、67%ないし74%であり、株主提案議案につきましては、いずれも90%を超える反対行使により否決されておりますことから、未行使である議決権がすべて賛成行使されたものと仮定した場合におきましても、議決の結果に影響はないものと考えております。

2 ご質問5、ご質問6およびご質問7（原発の地震対策について（1）～（3））について

伊方発電所につきましては、過去の地震や敷地周辺の活断層などについて、詳細な調査や新たな知見を踏まえ、考えられる最大の地震を想定したうえで、伊方発電所の堅い岩盤上での値として、余裕を持って基準地震動を設定しております。また、設定した基準地震動に基づく施設の詳細評価を行い耐震安全性を確認するとともに、必要に応じて耐震性向上工事を行うなど、十分な耐震安全性を有しております。

具体的には、過去の地震や活断層の存在により、震源が特定されている地震については、伊方発電所の北方沖合を通る中央構造線断層帯とその延長にある九州側の別府-万年山断層帯（両断層帯の全長480km）の地震や、1649年に発生した安芸・伊予の地震、南海トラフの巨大地震などについて詳細に調査し、不確かな部分は、より発電所に厳しくなるよう設定して、最大規模の地震の揺れとして、最大650ガルの基準地震動を策定しております。また、地震と活断層の関係が不明確であった地震についても、震源を特定せず策定する地震動として、最大620ガルの基準地震動を設定しております。

当社は、南海トラフの巨大地震につきまして、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した愛媛県西南部を含めた想定震源域を対象とした地震動評価を行っておりますが、伊方発電所は同地震の震源域からの距離が遠いことなどから、その影響は小さく、伊方発電所の安全性に影響はないと考えております。具体的には、伊方発電所において想定される同地震による最大の揺れは181ガルと評価しており、当社の評価は妥当と考えております。なお、当該評価は、伊方発電所の堅い岩盤上でのものであり、周辺の柔らかい地盤における揺れは、より大きくなると考えられます。

基準地震動策定にあたっての地震動評価につきましては、原子力規制委員会において厳格な審査が行われ、当社の評価結果を妥当として、許認可をいただいております。

当社といたしましては、ステークホルダーの方々に、伊方発電所の安全性についてご理解いただけるよう、対話活動や適時適切な情報公開、ホームページ上での情報発信など、様々な機会・ツールを活用して、着実な取り組みを進めてまいります。

また、当社は、伊方発電所3号機の運転差止仮処分決定の取り消しに向けて、広島高等裁判所における異議審において、地震動評価や火山事象の影響評価等の論点について、科学的な見地から、伊方発電所の安全性が確保されていることについて丁寧な主張・立証を尽くし、1日も早く仮処分決定を取り消していただけるよう全力で取り組んでまいります。

3 ご質問8について

当社は、安全確保を大前提とした「安定供給」「環境適合」「経済効率性」の達成を基本に、特定の電源や燃料源に過度に依存しない、バランスのとれたエネルギーミックスを実現することが重要と考えております。

原子力につきましては、現行のエネルギー基本計画において、「実用段階にある脱炭素化の選択肢」と位置付けられており、将来にわたる重要なベースロード電源として一定規模を維持していくことが必要であると考えております。

原子力発電電力量は、定期検査等の影響により年度ごとに変動いたしますが、2019年度の発電電力量に占める原子力の割合は約19%であり、ほぼ2割の水準となっております。伊方発電所3号機は、現在、広島高等裁判所の仮処分決定により運転を差し止められておりますが、当社は、同裁判所に仮処分決定の取り消しを求める異議申立てを行っており、科学的な見地から、伊方発電所の安全性が確保されていることについて、裁判所に対し丁寧な主張・立証を行い、1日も早く仮処分決定を取り消していただけるよう、全力で取り組んでおります。また、特定重大事故等対処施設の設置につきましては、当初、設置猶予期限（2021年3月22日）を1年程度遅延する見込みでしたが、安全を最優先に可能な限り工期短縮がはかれるよう最大限の努力を継続しており、現時点では、工期を5か月程度短縮できる見通しを得ております。

当社といたしましては、今後も伊方発電所3号機の安全・安定運転を通じて、国が掲げる2030年の原子力発電比率20～22%程度という目標の達成は可能であると考えており、日本全体のCO₂削減に貢献してまいりたいと考えております。

4 ご質問9について

当社は、東南海・南海地震が発生した場合、当社の大型発電所のうち、震源に近い阿南発電所および橘湾発電所については、地震および津波の影響で発電の継続は困難になると想定しておりますが、震源から距離がある瀬戸内側に分散している坂出發電所（138.5万kW）、西条発電所（40.6万kW）、本川発電所（61.5万kW）および伊方発電所（89万kW）につきましては、地震や津波の影響を考慮しましても、運転

の継続または一時的な停止後の早期の発電再開が可能と想定しております。こうした点を踏まえ、当社は、東南海・南海地震発生時にも、電力供給における高いレジリエンスを維持できるものと考えております。

また、当社は、伊方発電所におきまして、国の新規制基準に適合した重大事故対策等を実施することはもとより、耐震性の強化や外部電源の多様化など当社独自の対策にも全力を傾けて安全性・信頼性の向上を行っており、今後も様々な知見を取り入れ、さらなる安全性・信頼性の向上をはかっていくこととしております。

5 ご質問10について

伊方発電所において発生した放射性廃棄物につきましては、ほとんどが放射能レベルの低いものであって、当社は、それぞれの性状に応じて発電所内で安全に処理・保管を行っております。また、低レベルの放射性廃棄物を詰めたドラム缶につきましては、伊方発電所構内の専用の貯蔵庫に保管した後、青森県六ヶ所村にある日本原燃株式会社の低レベル放射性廃棄物埋設センターへ順次搬出しております。

原子燃料サイクルにつきましては、国のエネルギー基本計画において、再処理やプルトニウム等の推進が明記されており、当社としましても、資源の有効利用や放射性廃棄物の減容といった観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるウランおよびプルトニウムを再利用していく原子燃料サイクルは必要であると考えております。

伊方発電所において発生した使用済燃料につきましては、伊方発電所の使用済燃料貯蔵設備において保管した後、再処理工場へ搬出することとしております。使用済MOX燃料につきましては、当面の間、発電所の使用済燃料貯蔵設備で使用済ウラン燃料と同様に保管した後、適切に搬出することとしております。使用済MOX燃料の処理・処分の方策につきましては、国のエネルギー基本計画において、使用済MOX燃料の発生状況とその保管状況、再処理技術の動向、関係自治体の意向などを踏まえながら、引き続き研究開発に取り組みつつ、検討が進められることとされております。

以上

(本件に関するお問い合わせ先)

四国電力株式会社 総務部 株式・文書グループ